

第 1 1 期
神奈川県分別収集促進計画

令和 7 年 11 月策定
神 奈 川 県

目 次

	ページ
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的及び位置付け	2
3 計画の基本的方向	2
4 計画期間及び計画改定時期	2
5 対象品目	2
6 各年度の容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品の排出量の見込み（法第9条第2項第1号）	3
7 各年度の市町村による容器包装廃棄物の分別収集量の見込み（法第9条第2項第2号及び第3号）	4
8 各年度の市町村によるプラスチック使用製品の分別収集量の見込み	5
9 容器包装廃棄物の分別収集の促進等に関する事項（法第9条第2項第4号）	7
別表第1 第11期市町村分別収集計画の対象品目	10
別表第2 各年度の市町村別の容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品の排出量の見込み	11
別表第3 各年度の特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及びその合算量	13
別表第4 各年度の有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物の市町村別の量の見込み及びその合算量	20
別表第5 各年度の市町村によるプラスチック使用製品の分別収集量の見込み	24
参考資料1 容器包装リサイクル法による分別収集実績量	26
参考資料2 容器包装リサイクル法施行後の総資源化量と分別収集実績量	27

1 計画策定の背景

廃棄物の排出量は依然として高水準で推移しており、環境負荷の増大や、最終処分場の残余容量のひっ迫等の問題を解決するため、循環型社会の形成が求められています。

本県では、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かしていく「廃棄物ゼロ社会」を目指し、安全・安心な適正処理を前提に発生抑制を優先した資源循環の取組を進めています。

また、平成30年8月には、「かながわプラスチックゼロ宣言」により、持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取組として、マイクロプラスチック問題等に取り組み、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラスチックゼロを目指すこととしました。

国では、平成7年6月に制定した「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）」において、一般廃棄物の中で容積比では約6割、重量比では約2割を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出を、市町村は分別収集を、事業者は再商品化を行うという役割分担のもと、リサイクル〔再生利用〕を進める制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効活用の確保を図ることとしました。

容器包装リサイクル法では、その目的を達成するために、第8条第1項において市町村が分別収集計画を、第9条第1項において都道府県が分別収集促進計画を定め、容器包装廃棄物の分別収集、再商品化等を計画的に促進することとしており、各市町村では同法に基づく容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化を、平成9年4月から開始しています。

さらに、平成18年6月には、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進の基本原則にのっとった循環型社会形成の推進、リサイクルに関する社会全体のコストの効率化、国・自治体・事業者・国民等のすべての関係者の連携を基本的方向とした、容器包装リサイクル法の一部改正が行われ、平成20年4月までに段階的に施行されました。

また、国では、令和元年5月に、プラスチックの資源循環を総合的に推進し、海洋プラスチックごみ問題等の課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、さらに、令和4年4月には、あらゆる主体がプラスチックの資源循環の取組を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）を施行しました。

これに伴い、市町村においては、家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集、再商品化が進められています。

本県では、プラスチック資源循環法における都道府県の役割を果たすため、国の施策に準じてプラスチックの資源循環促進に必要な措置を講じるほか、今後も国の動向を注視し、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進等に係る取

組を進めます。

2 計画の目的及び位置付け

本計画は、県として、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進並びにリサイクルの推進を図るため定めるものであり、その位置付けは、次のとおりです。

- (1) 法第9条第1項の規定に基づき県が策定する法定計画です。

なお、法第9条第4項の規定により、県内の容器包装廃棄物の排出量の見込みについては、市町村が定めた第11期分別収集計画（計画期間 令和8年度から令和12年度）に適合する内容としています。

- (2) 神奈川県循環型社会づくり計画における取組のうち、容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進を具体的に進めるための計画です。

3 計画の基本的方向

本計画は、次の事項を基本として推進します。

- (1) 県民・事業者・行政が一体となった排出抑制の促進及びリサイクルの推進
- (2) 生産・流通・消費・廃棄の各段階における排出抑制の促進及びリサイクルの推進

4 計画期間及び計画改定時期

本計画は、令和8年4月を始期とする5年間（令和8年度から令和12年度）を計画期間とし、3年ごとに改定を行います。

5 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、法第8条の規定に基づき市町村が分別収集を実施する次の10品目及びプラスチック資源循環法第32条、第33条に基づき再商品化を行うプラスチック使用製品を対象とします。なお、各市町村の対象品目は、別表第1のとおりです。

＜特定分別基準適合物*＞

- (1) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物であって無色の物（以下「無色のガラス製容器」という。）

- (2) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物であって茶色の物（以下「茶色のガラス製容器」という。）
- (3) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物であって無色又は茶色の物以外の物（以下「その他のガラス製容器」という。）
- (4) 主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）に係る物（以下「その他紙製容器包装」という。）
- (5) 主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物（以下「ペットボトル」という。）
- (6) 主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物（以下「その他プラスチック製容器包装」という。）

* 特定分別基準適合物：主務省令で定める容器包装の区分ごとに主務省令で定める分別基準適合物（市町村が容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、異物の混入、付着がないこと等、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているもの）をいい、具体的には上記6項目が該当します。

＜法第2条第6項に規定する主務省令で定める物*（以下「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物」という。）＞

- (1) 主として鋼製の容器包装に係る物（以下「スチール製容器」という。）
- (2) 主としてアルミニウム製の容器包装に係る物（以下「アルミ製容器」という。）
- (3) 主として段ボール製の容器包装に係る物（以下「段ボール」という。）
- (4) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物（以下「飲料用紙製容器」という。）

* 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物：有償又は無償で譲渡できことが明らかで再商品化の必要がない物として主務省令で定める物をいい、具体的には上記4項目が該当します。

6 各年度の容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品の排出量の見込み（法第9条第2項第1号）

各年度における市町村別の容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品の排出量の見込みを合算して得られる量は、表1のとおりです。この内訳である各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込みは別表第2-1、プラスチック使用製品の排出量の見込みは別表第2-2のとおりです。

表1 市町村別の容器包装廃棄物等の排出量の見込みを合算して得られる量

(単位:トン)

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装 廃棄物	562,224	550,224	538,282	527,819	517,881
プラスチック 使用製品	35,577	36,570	36,316	36,160	36,109

7 各年度の市町村による容器包装廃棄物の分別収集量の見込み (法第9条第2項第2号及び第3号)

(1) 各年度の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度の特定分別基準適合物ごとの量(法第9条第2項第2号)

ア 無色のガラス製容器に係る特定分別基準適合物の量は、別表第3-1のとおりです。

イ 茶色のガラス製容器に係る特定分別基準適合物の量は、別表第3-2のとおりです。

ウ その他のガラス製容器に係る特定分別基準適合物の量は、別表第3-3のとおりです。

エ その他紙製容器包装に係る特定分別基準適合物の量は、別表第3-4のとおりです。

なお、本県では33市町村のうち、4市町がその他紙製容器包装の分別収集を行っており、29市町村が「ミックスペーパー」などの名称で「その他紙製容器包装」と「雑誌等の紙(容器包装ではない紙製廃棄物)」を混合回収しています。

オ ペットボトルに係る特定分別基準適合物の量は、別表第3-5のとおりです。

カ その他プラスチック製容器包装に係る特定分別基準適合物の量は、別表第3-6のとおりです。

(2) 各年度の有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物の市町村別の収集量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量(法第9条第2項第3号)

ア スチール製容器に係る物の量は、別表第4-1のとおりです。

イ アルミ製容器に係る物の量は、別表第4-2のとおりです。

ウ 段ボールに係る物の量は、別表第4-3のとおりです。

エ 飲料用紙製容器に係る物の量は、別表第4-4のとおりです。

8 各年度の市町村によるプラスチック使用製品の分別収集量の見込み

プラスチック使用製品に係るもの量は、別表第5のとおりです。

なお、市町村が定めた第11期分別収集計画に基づく分別収集を実施した場合の「特定分別基準適合物ごとの見込量」、「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物の見込量」を合算して得られる量及び「プラスチック使用製品の見込量」は、表2のとおりです。

また、市町村が平成9年度から令和5年度の市町村分別収集計画に基づき分別収集を行った実績量は、参考資料のとおりです。

表2 特定分別基準適合物ごとの見込量及び有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がないものの見込量の合算量 (単位:トン)

年 度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
特定分別基準適合物										
無色のガラス製容器	(合計)									
	19,913		19,326		18,706		18,175		17,670	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	7,110	12,803	6,950	12,376	6,782	11,925	6,630	11,545	6,484	11,186
茶色のガラス製容器	(合計)									
	12,152		11,877		11,581		11,309		11,057	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	5,604	6,548	5,533	6,344	5,462	6,119	5,386	5,923	5,318	5,738
その他のガラス製容器	(合計)									
	12,701		12,353		11,987		11,657		11,364	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	9,248	3,453	8,910	3,443	8,568	3,419	8,252	3,405	7,972	3,392
その他紙製容器包装	(合計)									
	2,802		951		948		946		943	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	2,561	241	714	237	715	233	716	230	717	226
ペットボトル	(合計)									
	31,846		31,606		31,244		30,943		30,761	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	23,582	8,264	23,389	8,217	23,099	8,145	22,857	8,086	22,677	8,084
その他プラスチック製容器包装	(合計)									
	103,044		102,268		101,090		100,100		99,117	
	プラスチック資源循環法		プラスチック資源循環法		プラスチック資源循環法		プラスチック資源循環法		プラスチック資源循環法	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	22,371	92	72,218	8,363	22,410	92	68,815	10,951	22,409	92
	(引渡量)	(独自処理量)								
うち白色トレー	(合計)									
	26		26		26		25		25	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	17	9	17	9	17	9	17	8	17	8
小 計	(合計)									
	182,457		178,381		175,555		173,130		170,911	
	プラスチック資源循環法		プラスチック資源循環法		プラスチック資源循環法		プラスチック資源循環法		プラスチック資源循環法	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	70,476	31,400	72,218	8,363	67,905	30,710	68,815	10,951	67,034	29,933
	(引渡量)	(独自処理量)								
	70,476	31,400	72,218	8,363	67,905	30,710	68,815	10,951	66,266	29,280
	(引渡量)	(独自処理量)								
	70,476	31,400	72,218	8,363	67,905	30,710	68,815	10,951	66,315	11,268
	(引渡量)	(独自処理量)								
	70,476	31,400	72,218	8,363	67,905	30,710	68,815	10,951	65,608	28,717
	(引渡量)	(独自処理量)								
	70,476	31,400	72,218	8,363	67,905	30,710	68,815	10,951	65,177	11,409
有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物										
スチール製容器	9,339		9,097		8,841		8,613		8,414	
アルミ製容器	15,141		14,901		14,628		14,387		14,159	
段ボール	50,999		50,610		50,123		49,708		49,367	
飲料用紙製容器	1,011		1,006		1,000		997		989	
小 計	76,490		75,614		74,593		73,704		72,929	
プラスチック使用製品										
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	11,446		12,827		13,083		13,362		13,738	
	プラスチック資源循環法		プラスチック資源循環法		プラスチック資源循環法		プラスチック資源循環法		プラスチック資源循環法	
	(引渡量)	(独自処理量)	32条	33条	(引渡量)	(独自処理量)	32条	33条	(引渡量)	(独自処理量)
	0	683	9,611	1,152	0	680	10,325	1,821	0	676
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	683	9,611	1,152	0	680	10,325	1,821	0	674
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	683	9,611	1,152	0	680	10,325	1,821	0	674
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	683	9,611	1,152	0	680	10,325	1,821	0	674
合 計	(合計)									
	270,393		266,822		263,231		260,195		257,578	

9 容器包装廃棄物の分別収集の促進等に関する事項

(法第9条第2項第4号)

(1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項

容器包装廃棄物の排出の抑制と分別収集を推進するためには、県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じた努力をすることが必要です。

まず、県民は、一人ひとりがライフスタイルを見直し、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制、再使用に努めることが必要です。例えば、商品の購入等の際にはマイバッグを持参し、薄肉化、軽量化された容器包装を用いている商品、簡易包装化がされている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用が可能な容器（以下「リターナブル容器」という。）を用いている商品を選択すること等に加え、容器包装廃棄物やプラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品を排出する際には、再生利用（リサイクル）を推進するため、市町村が定める分別基準に従い、適正に分別しなければなりません。

事業者は、容器包装廃棄物のリサイクルコストを的確に認識し、製品の生産（製造）の設計段階から、耐久性があり、リサイクルしやすい製品づくりに努めることに加え、過剰な容器包装の抑制、量り売り等の推進、リターナブル容器の使用拡大、内容物の詰め替え方式を採用すること等により、容器包装廃棄物の発生の抑制、減量化及びリサイクルを推進することが重要です。

これら生産・流通・消費・廃棄といったライフサイクルの各段階における容器包装廃棄物の排出の抑制及びリサイクルの推進について県民及び事業者に啓発するため、県自らが主体的に活動を行うとともに、県民、事業者、市町村等とも連携協力を図りながら、次の方策を実施します。

ア 県が主体となって行う啓発、知識の普及

(ア) 広報媒体等を活用した普及啓発

県のホームページ「かながわリサイクル情報」や、LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」などの広報媒体を活用して、リサイクルに関する法令や「かながわプラごみゼロ宣言」の賛同企業等による取組事例、3Rに関する情報などを発信し、普及啓発を図ります。

また、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより、「かながわプラごみゼロ宣言」に係る取組に関する情報を発信し、普及啓発を図ります。

「かながわリサイクル情報」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/index.html>

L I N E公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/line_kanagawa-gomizero.html

(イ) イベントにおける普及啓発

各種イベントにおいて、容器包装廃棄物の排出の抑制や3Rの推進に関するパネルの展示、リーフレット類の配布などにより、普及啓発を図ります。

(ウ) 知事表彰の実施

環境整備や循環型社会形成の推進に貢献した方々を表彰し、3Rの推進を図ります。

イ 県と県民、事業者、市町村等が連携して行う啓発、知識の普及

(ア) 廃棄物の発生抑制・減量化・再資源化の取組の推進

産業廃棄物を多量に排出する事業者が提出した、産業廃棄物の減量や処理に関する計画等のデータを県内全体で集計・分析し、その結果を廃棄物自主管理事業の説明会で周知するほか、参考となる取組事例の提供等を行います。

また、事業者や消費者団体等の関係団体、行政が連携・協力して、ワンウェイプラの削減を図るとともに、「かながわプラごみゼロ宣言」の賛同企業等による取組事例を情報提供することにより、発生抑制・資源化に関する啓発及び知識普及を図ります。

(イ) 容器包装を含む一般廃棄物の現状やその処理経費等の県民への情報提供

容器包装を含む一般廃棄物の排出量、処理経費、最終処分場の状況など本県の廃棄物の現状や3Rの取組事例、市町村分別収集計画等について、市町村と連携して広く県民に情報提供を行います。

(ウ) 環境教育の推進

学校や地域における環境教育の取組を進め、地域における環境学習活動を行う指導者を育成するとともに、その人材情報や実践活動のための情報提供を積極的に行い、県民の環境保全に関する知識の普及を図ります。

(イ) リサイクル製品の認定及びグリーン購入の推進

県内で排出された廃棄物を原材料としたリサイクル製品のうち、一定の基準を満たす製品を県が認定し、PRすることにより、資源の循環的利用や廃棄物の減量化の促進を図ります。

また、県グリーン購入基本方針に基づいて、県自らがグリーン購入を推進するとともに、グリーン購入ネットワークを通じて各種環境に配慮した製品やサービス等の情報提供を行い、市町村や事業者の取組を促進します。

(オ) 広域的な取組の推進

九都県市と連携し、容器包装の減量化に向けた取組等に関する普及啓発を行います。

(2) 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

市町村の分別収集を促進するために、県は総合的かつ計画的な視点から、市町村の取組を支援するため、分別収集や再商品化に関する情報収集に努め、市町村に情報提供します。

(3) その他の分別収集の促進に関する事項

上記の取組のほか、県は分別収集促進のために次の方策を実施します。

ア ごみ処理広域化への支援

各広域ブロックの特性に応じた再資源化施設やストックヤード等の分別収集関連施設の整備及び効率的な分別収集方法や収集体制を確立するため、助言、情報提供等を行うとともに、各市町村の課題意識に応じて、広域的な取組を検討します。

イ 計画の実施状況の点検

市町村と連携を図りながら、分別収集の実施状況を把握するとともに、県が定めた本計画の記載事項の実施状況の点検を行います。

別表第1 第11期市町村分別収集計画の対象品目

市町村名	実施品目数				無色 のガラ ス製 容器	茶色 のガラ ス製 容器	その 他の ガラス 製容 器	その他紙製容器 包装	ペット ボトル	その他プラスチック製容器包装			スチー ル製 容器	アルミ 製容 器	段ボー ル	飲料 用紙 製容 器	プラスチック 使用製品
	10	9	8	7						プラ類	トレイ類	プラ類・トレイ 類のうち白 色トレイ					
横浜市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
川崎市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
相模原市	○				○	○	○	(令和9年度より)	○	○	○		○	○	○	○	(R8予定)
横須賀市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
平塚市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
鎌倉市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
藤沢市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
小田原市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
茅ヶ崎市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
逗子市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	(R12予定)
三浦市		○	-	-	-	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	(R8予定)
秦野市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
厚木市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
大和市	○				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
伊勢原市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	(R8予定)
海老名市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	(R8予定)
座間市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
南足柄市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
綾瀬市	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
葉山町	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	(R9予定)
寒川町	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	(R9予定)
大磯町	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
二宮町	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
中井町	○				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
大井町	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
松田町	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
山北町	○				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
開成町	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	(R9予定)
箱根町	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
愛川町	○				○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○	○
清川村	○				○	○	○	●	○	○	○		*	*	○	○	○
湯河原町真鶴町衛生組合																	
真鶴町		○			○	○	○	●	○	R13予定	R13予定		○	○	○	○	
湯河原町		○			○	○	○	●	○	R13予定	R13予定		○	○	○	○	
実施市町村数	3	27	2	1	32	32	32	4	33	31	31	1	2	32	32	33	15
法定外の分別 実施市町村数	-	-	-	-	-	-	-	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-

＜表の見方＞

「○」：令和7年3月時点で分別収集を実施していることを表します。

「実施市町村数」「法定外の分別実施市町村数」は、令和7年3月時点で分別収集等を実施している市町村の数です。

「●」：「ミックスペーパー」などの名称で「その他紙製容器包装」と「雑誌等の紙（容器包装ではない紙製廃棄物）」を混合回収していることを表します。

なお、「ミックスペーパー」での収集は、容器包装リサイクル法上の分別収集には該当しません。

「*」：三浦市は、令和5年度から無色ガラス製容器、茶色ガラス製容器、その他のガラス製容器を一括で収集・委託しています。

清川村は、平成27年度からスチール缶、アルミ缶を一括で収集・委託しています。

＜その他プラスチック製容器包装について＞

・その他プラスチック製容器包装は、白色トレイ等のトレイ類を分別収集している場合でも、容器包装リサイクル法上のその他プラスチック容器包装」の分別収集を実施していることとなります。

・「プラ類」とは指定表示である「プラ」マークで分別集収集し、「トレイ類」とはトレイ類で分別収集していることを表します。

なお、「プラ類・トレイ類のうち白色トレイ」とは、「白色トレイ」を個別分類で分別収集していることを表します。

別表第2 各年度の市町村別の容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品の排出量
の見込み

1 容器包装廃棄物

(単位: トン)

市町村(組合)名	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
横浜市	242,347	233,568	223,958	215,409	207,265
川崎市	91,849	91,714	91,074	90,676	90,446
相模原市	46,942	44,578	43,981	43,385	42,787
横須賀市	20,510	20,260	20,020	19,750	19,500
平塚市	20,248	20,269	20,289	20,309	20,330
鎌倉市	8,783	8,785	8,737	8,714	8,692
藤沢市	20,422	20,461	20,399	20,389	20,378
小田原市	12,153	11,953	11,689	11,460	11,234
茅ヶ崎市	19,104	19,145	19,181	19,223	19,266
逗子市	3,923	3,891	3,859	3,827	3,795
三浦市	1,371	1,347	1,325	1,304	1,281
秦野市	7,912	7,870	7,821	7,770	7,724
厚木市	8,361	8,364	8,322	8,304	8,286
大和市	12,849	12,878	12,903	12,924	12,940
伊勢原市	2,950	2,945	2,939	2,945	2,953
海老名市	7,020	7,010	6,992	6,978	6,951
座間市	6,991	6,906	6,781	6,675	6,567
南足柄市	2,542	2,516	2,491	2,466	2,438
綾瀬市	5,262	5,158	5,060	4,968	4,882
葉山町	2,868	2,854	2,837	2,818	2,797
寒川町	1,256	1,253	1,249	1,245	1,240
大磯町	2,580	2,563	2,535	2,513	2,491
二宮町	1,897	1,877	1,856	1,836	1,814
中井町	660	652	644	634	623
大井町	990	988	982	982	981
松田町	285	285	280	280	280
山北町	650	639	627	616	605
開成町	479	505	507	514	521
箱根町	3,815	3,838	3,865	3,888	3,920
愛川町	1,436	1,427	1,418	1,409	1,339
清川村	144	142	140	138	137
湯河原町真鶴町衛生組合	3,625	3,583	3,521	3,470	3,418
真鶴町	703	692	677	664	652
湯河原町	2,922	2,891	2,844	2,806	2,766
合算量	562,224	550,224	538,282	527,819	517,881

2 プラスチック使用製品

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
横浜市	22,858	22,320	21,672	21,098	20,535
川崎市	9,682	10,138	10,536	10,957	11,374
相模原市	677	1,366	1,379	1,391	1,403
横須賀市	620	610	600	590	570
平塚市	-	-	-	-	-
鎌倉市	792	792	788	786	784
藤沢市	339	372	372	372	372
小田原市	-	-	-	-	-
茅ヶ崎市	-	-	-	-	-
逗子市	0	0	0	0	111
三浦市	158	155	152	150	147
秦野市	168	167	166	165	164
厚木市	-	-	-	-	-
大和市	-	-	-	-	-
伊勢原市	99	99	100	100	101
海老名市	172	172	173	174	174
座間市	-	-	-	-	-
南足柄市	-	-	-	-	-
綾瀬市	-	-	-	-	-
葉山町	0	215	214	213	211
寒川町	0	128	128	127	127
大磯町	-	-	-	-	-
二宮町	-	-	-	-	-
中井町	-	-	-	-	-
大井町	-	-	-	-	-
松田町	-	-	-	-	-
山北町	-	-	-	-	-
開成町	0	23	23	24	24
箱根町	-	-	-	-	-
愛川町	12	12	12	12	12
清川村	-	-	-	-	-
湯河原町真鶴町衛生組合	-	-	-	-	-
真鶴町	-	-	-	-	-
湯河原町	-	-	-	-	-
合 算 量	35,577	36,570	36,316	36,160	36,109

別表第3 各年度の特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及びその合算量

1 無色のガラス製容器

(単位: トン)

市町村(組合)名	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度		
	合計	引渡量	独自処理量												
横浜市	5,715	0	5,715	5,275	0	5,275	4,842	0	4,842	4,455	0	4,455	4,099	0	4,099
川崎市	4,433	0	4,433	4,458	0	4,458	4,460	0	4,460	4,473	0	4,473	4,486	0	4,486
相模原市	1,593	1,593	0	1,512	1,512	0	1,436	1,436	0	1,362	1,362	0	1,292	1,292	0
横須賀市	760	0	760	750	0	750	740	0	740	740	0	740	730	0	730
平塚市	644	644	0	628	628	0	612	612	0	596	596	0	581	581	0
鎌倉市	596	596	0	596	596	0	593	593	0	591	591	0	590	590	0
藤沢市	1,344	0	1,344	1,346	0	1,346	1,341	0	1,341	1,340	0	1,340	1,338	0	1,338
小田原市	291	291	0	279	279	0	267	267	0	255	255	0	244	244	0
茅ヶ崎市	708	708	0	707	707	0	706	706	0	706	706	0	705	705	0
逗子市	157	10	147	156	10	146	155	10	145	154	10	144	153	10	143
三浦市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秦野市	438	438	0	436	436	0	433	433	0	430	430	0	428	428	0
厚木市	855	855	0	826	826	0	793	793	0	764	764	0	736	736	0
大和市	532	532	0	533	533	0	534	534	0	535	535	0	536	536	0
伊勢原市	280	280	0	278	278	0	276	276	0	276	276	0	276	276	0
海老名市	234	234	0	221	221	0	208	208	0	196	196	0	184	184	0
座間市	265	265	0	264	264	0	262	262	0	261	261	0	259	259	0
南足柄市	109	0	109	107	0	107	105	0	105	103	0	103	101	0	101
綾瀬市	193	0	193	193	0	193	192	0	192	191	0	191	190	0	190
葉山町	138	138	0	137	137	0	136	136	0	135	135	0	134	134	0
寒川町	96	96	0	96	96	0	96	96	0	95	95	0	95	95	0
大磯町	90	90	0	90	90	0	89	89	0	89	89	0	88	88	0
二宮町	74	74	0	73	73	0	72	72	0	71	71	0	70	70	0
中井町	23	23	0	22	22	0	21	21	0	20	20	0	19	19	0
大井町	43	43	0	43	43	0	42	42	0	42	42	0	42	42	0
松田町	31	31	0	31	31	0	30	30	0	30	30	0	30	30	0
山北町	20	0	20	20	0	20	19	0	19	19	0	19	19	0	19
開成町	47	47	0	47	47	0	47	47	0	48	48	0	49	49	0
箱根町	29	29	0	29	29	0	29	29	0	29	29	0	29	29	0
愛川町	82	0	82	81	0	81	81	0	81	80	0	80	80	0	80
清川村	10	10	0	10	10	0	10	10	0	10	10	0	9	9	0
湯河原町真鶴町衛生組合	83	83	0	82	82	0	80	80	0	79	79	0	78	78	0
真鶴町	11	11	0	11	11	0	10	10	0	10	10	0	10	10	0
湯河原町	72	72	0	71	71	0	70	70	0	69	69	0	68	68	0
合算量	19,913	7,110	12,803	19,326	6,950	12,376	18,706	6,782	11,925	18,175	6,630	11,545	17,670	6,484	11,186

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡量」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理量」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2:真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

注3:三浦市については、ガラス製容器類を一括回収しています。

2 茶色のガラス製容器

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度		
	合計	引渡量	独自処理量												
横浜市	3,856	0	3,856	3,643	0	3,643	3,423	0	3,423	3,224	0	3,224	3,037	0	3,037
川崎市	2,165	0	2,165	2,178	0	2,178	2,178	0	2,178	2,185	0	2,185	2,191	0	2,191
相模原市	1,046	1,046	0	1,004	1,004	0	963	963	0	923	923	0	885	885	0
横須賀市	550	550	0	540	540	0	540	540	0	530	530	0	520	520	0
平塚市	388	388	0	379	379	0	369	369	0	360	360	0	352	352	0
鎌倉市	280	280	0	280	280	0	278	278	0	277	277	0	277	277	0
藤沢市	672	591	81	673	592	81	670	590	80	670	590	80	669	589	80
小田原市	221	221	0	211	211	0	201	201	0	191	191	0	181	181	0
茅ヶ崎市	380	380	0	380	380	0	379	379	0	379	379	0	379	379	0
逗子市	157	10	147	156	10	146	155	10	145	154	10	144	153	10	143
三浦市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
秦野市	296	296	0	295	295	0	293	293	0	291	291	0	289	289	0
厚木市	625	607	18	634	616	18	639	622	17	647	630	17	654	638	16
大和市	277	277	0	277	277	0	278	278	0	278	278	0	279	279	0
伊勢原市	163	163	0	162	162	0	161	161	0	160	160	0	160	160	0
海老名市	191	191	0	186	186	0	180	180	0	174	174	0	168	168	0
座間市	185	185	0	184	184	0	183	183	0	182	182	0	181	181	0
南足柄市	64	0	64	62	0	62	61	0	61	60	0	60	59	0	59
綾瀬市	131	0	131	131	0	131	130	0	130	129	0	129	129	0	129
葉山町	60	60	0	60	60	0	60	60	0	59	59	0	59	59	0
寒川町	52	51	1	51	50	1	51	50	1	51	50	1	51	50	1
大磯町	57	57	0	57	57	0	57	57	0	57	57	0	56	56	0
二宮町	45	45	0	44	44	0	44	44	0	43	43	0	43	43	0
中井町	16	16	0	16	16	0	16	16	0	16	16	0	16	16	0
大井町	31	31	0	31	31	0	30	30	0	30	30	0	30	30	0
松田町	20	20	0	20	20	0	19	19	0	19	19	0	19	19	0
山北町	18	0	18	18	0	18	18	0	18	17	0	17	17	0	17
開成町	26	26	0	26	26	0	26	26	0	27	27	0	27	27	0
箱根町	46	46	0	46	46	0	47	47	0	47	47	0	47	47	0
愛川町	67	0	67	66	0	66	66	0	66	66	0	66	65	0	65
清川村	7	7	0	7	7	0	7	7	0	6	6	0	6	6	0
湯河原町真鶴町衛生組合	60	60	0	60	60	0	59	59	0	57	57	0	57	57	0
真鶴町	9	9	0	9	9	0	9	9	0	8	8	0	8	8	0
湯河原町	51	51	0	51	51	0	50	50	0	49	49	0	49	49	0
合算量	12,152	5,604	6,548	11,877	5,533	6,344	11,581	5,462	6,119	11,309	5,386	5,923	11,057	5,318	5,738

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡量」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理量」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2:真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

注3:三浦市については、ガラス製容器類を一括回収しています。

3 その他のガラス製容器

(単位: トン)

市町村(組合)名	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度		
	合計	引渡量	独自処理量												
横浜市	3,733	3,435	298	3,429	3,155	274	3,131	2,881	250	2,866	2,637	229	2,624	2,415	209
川崎市	2,925	0	2,925	2,942	0	2,942	2,943	0	2,943	2,952	0	2,952	2,961	0	2,961
相模原市	991	991	0	950	950	0	912	912	0	874	874	0	838	838	0
横須賀市	340	340	0	340	340	0	340	340	0	330	330	0	330	330	0
平塚市	334	334	0	331	331	0	329	329	0	326	326	0	323	323	0
鎌倉市	538	527	11	538	527	11	535	524	11	533	522	11	532	521	11
藤沢市	906	906	0	907	907	0	904	904	0	903	903	0	902	902	0
小田原市	172	172	0	167	167	0	160	160	0	155	155	0	149	149	0
茅ヶ崎市	438	438	0	437	437	0	437	437	0	436	436	0	436	436	0
逗子市	157	10	147	156	10	146	155	10	145	154	10	144	153	10	143
三浦市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
秦野市	190	190	0	189	189	0	188	188	0	186	186	0	185	185	0
厚木市	521	521	0	520	520	0	516	516	0	514	514	0	511	511	0
大和市	356	356	0	357	357	0	358	358	0	358	358	0	359	359	0
伊勢原市	142	142	0	141	141	0	140	140	0	140	140	0	139	139	0
海老名市	184	184	0	180	180	0	176	176	0	172	172	0	169	169	0
座間市	150	150	0	150	150	0	149	149	0	148	148	0	147	147	0
南足柄市	33	0	33	32	0	32	32	0	32	31	0	31	30	0	30
綾瀬市	99	99	0	98	98	0	98	98	0	97	97	0	97	97	0
葉山町	121	121	0	120	120	0	119	119	0	119	119	0	118	118	0
寒川町	59	59	0	59	59	0	58	58	0	58	58	0	58	58	0
大磯町	48	48	0	48	48	0	48	48	0	48	48	0	48	48	0
二宮町	38	38	0	38	38	0	37	37	0	37	37	0	36	36	0
中井町	10	10	0	10	10	0	10	10	0	10	10	0	10	10	0
大井町	22	22	0	22	22	0	21	21	0	21	21	0	21	21	0
松田町	14	14	0	14	14	0	13	13	0	13	13	0	13	13	0
山北町	11	0	11	10	0	10	10	0	10	10	0	10	10	0	10
開成町	16	16	0	16	16	0	16	16	0	16	16	0	16	16	0
箱根町	51	51	0	51	51	0	51	51	0	52	52	0	52	52	0
愛川町	28	0	28	28	0	28	28	0	28	28	0	28	28	0	28
清川村	5	5	0	5	5	0	5	5	0	4	4	0	4	4	0
湯河原町真鶴町衛生組合	69	69	0	68	68	0	68	68	0	66	66	0	65	65	0
真鶴町	9	9	0	9	9	0	9	9	0	8	8	0	8	8	0
湯河原町	60	60	0	59	59	0	59	59	0	58	58	0	57	57	0
合 算 量	12,701	9,248	3,453	12,353	8,910	3,443	11,987	8,568	3,419	11,657	8,252	3,405	11,364	7,972	3,392

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡量」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理量」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2:真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

注3:三浦市については、ガラス製容器類を一括回収しています。

4 その他紙製容器包装

(単位: トン)

市町村(組合)名	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度			ミックス ペーパー [●] 収集
	合計	引渡量	独自処理量	合計	引渡量	独自処理量	合計	引渡量	独自処理量	合計	引渡量	独自処理量	合計	引渡量	独自処理量	
横浜市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
相模原市	1,849	1,849	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●※
横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
平塚市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
鎌倉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
藤沢市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
小田原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
茅ヶ崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
逗子市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
三浦市	225	0	225	221	0	221	217	0	217	214	0	214	210	0	210	
秦野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
厚木市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
大和市	712	712	0	714	714	0	715	715	0	716	716	0	717	717	0	
伊勢原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
海老名市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
座間市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
綾瀬市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
寒川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
中井町	15	0	15	15	0	15	15	0	15	15	0	15	15	0	15	
大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
山北町	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	
開成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
愛川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
湯河原町真鶴町衛生組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
合 算 量	2,802	2,561	241	951	714	237	948	715	233	946	716	230	943	717	226	

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡量」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理量」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2:「-」は、当該品目の分別収集を実施していないことを表します。

注3:真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

注4:ミックスペーパー収集欄に●印が記入してある市町村においては、「ミックスペーパー」などの名称で「その他紙製容器包装」と「雑誌等の紙(容器包装ではない紙製棄物)」を混合回収しています。

注5:相模原市については、令和8年10月より混合回収を開始予定です。

5 ペットボトル

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度		
	合計	引渡量	独自処理量												
横浜市	13,625	13,625	0	13,506	13,506	0	13,313	13,313	0	13,157	13,157	0	13,000	13,000	0
川崎市	5,451	2,726	2,725	5,335	2,668	2,667	5,189	2,595	2,594	5,057	2,529	2,528	5,044	2,522	2,522
相模原市	1,596	1,596	0	1,579	1,579	0	1,562	1,562	0	1,544	1,544	0	1,527	1,527	0
横須賀市	1,660	1,360	300	1,640	1,340	300	1,620	1,320	300	1,600	1,300	300	1,580	1,280	300
平塚市	1,098	1,098	0	1,116	1,116	0	1,134	1,134	0	1,153	1,153	0	1,172	1,172	0
鎌倉市	581	0	581	581	0	581	578	0	578	576	0	576	575	0	575
藤沢市	1,270	470	800	1,272	472	800	1,267	467	800	1,267	467	800	1,266	466	800
小田原市	594	198	396	590	197	393	583	194	389	578	193	385	572	191	381
茅ヶ崎市	771	540	231	770	539	231	770	539	231	769	538	231	768	538	230
逗子市	178	178	0	177	177	0	176	176	0	175	175	0	173	173	0
三浦市	163	0	163	160	0	160	157	0	157	155	0	155	152	0	152
秦野市	418	418	0	416	416	0	414	414	0	411	411	0	409	409	0
厚木市	1,015	203	812	1,038	207	831	1,056	211	845	1,078	215	863	1,099	219	880
大和市	700	0	700	702	0	702	703	0	703	704	0	704	705	0	705
伊勢原市	310	310	0	308	308	0	306	306	0	305	305	0	305	305	0
海老名市	570	279	291	580	286	294	590	293	297	600	300	300	609	306	303
座間市	561	0	561	559	0	559	556	0	556	553	0	553	550	0	550
南足柄市	141	0	141	139	0	139	136	0	136	134	0	134	131	0	131
綾瀬市	291	0	291	290	0	290	288	0	288	287	0	287	286	0	286
葉山町	102	102	0	102	102	0	101	101	0	100	100	0	100	100	0
寒川町	109	109	0	109	109	0	109	109	0	108	108	0	108	108	0
大磯町	81	81	0	81	81	0	80	80	0	80	80	0	80	80	0
二宮町	89	89	0	88	88	0	87	87	0	86	86	0	85	85	0
中井町	26	26	0	26	26	0	26	26	0	26	26	0	26	26	0
大井町	61	61	0	61	61	0	62	62	0	62	62	0	62	62	0
松田町	38	38	0	38	38	0	39	39	0	39	39	0	39	39	0
山北町	33	33	0	32	32	0	32	31	1	31	30	1	30	30	0
開成町	52	0	52	52	0	52	53	0	53	53	0	53	54	0	54
箱根町	34	0	34	34	0	34	34	0	34	34	0	34	34	0	34
愛川町	176	0	176	175	0	175	174	0	174	173	0	173	171	0	171
清川村	10	0	10	10	0	10	9	0	9	9	0	9	9	0	9
湯河原町真鶴町衛生組合	42	42	0	41	41	0	40	40	0	39	39	0	39	39	0
真鶴町	11	11	0	11	11	0	10	10	0	10	10	0	10	10	0
湯河原町	31	31	0	30	30	0	30	30	0	29	29	0	29	29	0
合 算 量	31,846	23,582	8,264	31,606	23,389	8,217	31,244	23,099	8,145	30,943	22,857	8,086	30,761	22,677	8,084

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡量」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理量」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2:真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

6-1 その他プラスチック製容器包装

(単位:トン)

市町村(組合)名	令和8年度					令和9年度					令和10年度				
	うち白色トレイ					うち白色トレイ					うち白色トレイ				
	プラスチック資源循環法					プラスチック資源循環法					プラスチック資源循環法				
	合計	引渡量	独自処理量	32条	33条	合計	引渡量	独自処理量	32条	33条	合計	引渡量	独自処理量	32条	33条
横浜市	42,054	0	0	42,054	0	-	-	-	40,687	0	0	40,687	0	-	-
川崎市	15,356	0	0	10,156	5,200	-	-	-	15,942	0	0	10,314	5,628	-	-
相模原市	6,766	0	0	6,766	0	-	-	-	6,830	0	0	6,830	0	-	-
横須賀市	5,590	0	0	3,430	2,160	-	-	-	5,480	0	0	1,160	4,320	-	-
平塚市	2,978	2,978	0	0	0	-	-	-	2,983	2,983	0	0	0	-	-
鎌倉市	2,633	2,633	0	0	0	-	-	-	2,633	2,633	0	0	0	-	-
藤沢市	6,984	0	70	5,911	1,003	-	-	-	7,017	0	70	5,944	1,003	-	-
小田原市	2,235	2,235	0	0	0	-	-	-	2,279	2,279	0	0	0	-	-
茅ヶ崎市	2,811	2,811	0	0	0	-	-	-	2,808	2,808	0	0	0	-	-
逗子市	782	782	0	0	0	-	-	-	775	775	0	0	0	-	-
三浦市	582	582	0	0	0	-	-	-	572	572	0	0	0	-	-
秦野市	1,932	0	0	1,932	0	-	-	-	1,921	0	0	1,921	0	-	-
厚木市	2,306	2,306	0	0	0	-	-	-	2,320	2,320	0	0	0	-	-
大和市	2,184	2,184	0	0	0	17	17	0	2,189	2,189	0	0	0	17	17
伊勢原市	891	891	0	0	0	-	-	-	894	894	0	0	0	-	-
海老名市	1,844	1,825	19	0	0	-	-	-	1,853	1,834	19	0	0	-	-
座間市	1,222	0	0	1,222	0	-	-	-	1,216	0	0	1,216	0	-	-
南足柄市	433	433	0	0	0	-	-	-	425	425	0	0	0	-	-
綾瀬市	747	0	0	747	0	-	-	-	743	0	0	743	0	-	-
葉山町	588	585	3	0	0	3	0	3	585	582	3	0	0	3	0
寒川町	514	514	0	0	0	-	-	-	513	513	0	0	0	-	-
大磯町	291	291	0	0	0	-	-	-	290	290	0	0	0	-	-
二宮町	368	368	0	0	0	-	-	-	364	364	0	0	0	-	-
中井町	67	67	0	0	0	-	-	-	67	67	0	0	0	-	-
大井町	144	144	0	0	0	-	-	-	144	144	0	0	0	-	-
松田町	76	76	0	0	0	-	-	-	76	76	0	0	0	-	-
山北町	68	68	0	0	0	6	0	6	66	66	0	0	0	6	0
開成町	141	141	0	0	0	-	-	-	141	141	0	0	0	-	-
箱根町	65	65	0	0	0	-	-	-	65	65	0	0	0	-	-
愛川町	365	365	0	0	0	-	-	-	363	363	0	0	0	-	-
清川村	27	27	0	0	0	-	-	-	27	27	0	0	0	-	-
湯河原町真鶴町衛生組合	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-
真鶴町	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-
湯河原町	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	-
合算量	103,044	22,371	92	72,218	8,363	26	17	9	102,268	22,410	92	68,815	10,951	26	17
															9

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡量」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理量」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2:「32条」とはプラスチック資源循環法に第32条に基づき、容器包装リサイクル法の指定法人に委託し再商品化を行う場合の見込み量を、「33条」とは同法第33条に基づき再商品化計画を作成し国の認定を受けることで再商品化を行う場合の見込み量を表します。

注3:「-」は当該品目の分別収集を実施していないことを表します。

注4:真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

6-2 その他プラスチック製容器包装

(単位:トン)

市町村(組合)名	令和11年度							令和12年度								
	うち白色トレイ				うち白色トレイ			うち白色トレイ				うち白色トレイ				
	合計	引渡量	独自処理量	32条	33条	合計	引渡量	独自処理量	合計	引渡量	独自処理量	32条	33条	合計	引渡量	独自処理量
横浜市	37,753	0	0	37,753	0	-	-	-	36,409	0	0	36,409	0	-	-	-
川崎市	16,840	0	0	10,895	5,945	-	-	-	17,238	0	0	11,152	6,086	-	-	-
相模原市	6,954	0	0	6,954	0	-	-	-	7,013	0	0	7,013	0	-	-	-
横須賀市	5,260	0	0	940	4,320	-	-	-	5,160	0	0	840	4,320	-	-	-
平塚市	2,993	2,993	0	0	0	-	-	-	2,998	2,998	0	0	0	-	-	-
鎌倉市	2,612	2,612	0	0	0	-	-	-	2,605	2,605	0	0	0	-	-	-
藤沢市	7,009	0	70	5,936	1,003	-	-	-	7,020	0	70	5,947	1,003	-	-	-
小田原市	2,346	2,346	0	0	0	-	-	-	2,382	2,382	0	0	0	-	-	-
茅ヶ崎市	2,803	2,803	0	0	0	-	-	-	2,800	2,800	0	0	0	-	-	-
逗子市	761	761	0	0	0	-	-	-	754	754	0	0	0	-	-	-
三浦市	553	553	0	0	0	-	-	-	544	544	0	0	0	-	-	-
秦野市	1,898	0	0	1,898	0	-	-	-	1,887	0	0	1,887	0	-	-	-
厚木市	2,328	2,328	0	0	0	-	-	-	2,335	2,335	0	0	0	-	-	-
大和市	2,196	2,196	0	0	0	17	17	0	2,199	2,199	0	0	0	17	17	0
伊勢原市	904	904	0	0	0	-	-	-	910	910	0	0	0	-	-	-
海老名市	1,870	1,851	19	0	0	-	-	-	1,874	1,855	19	0	0	-	-	-
座間市	1,203	0	0	1,203	0	-	-	-	1,196	0	0	1,196	0	-	-	-
南足柄市	410	410	0	0	0	-	-	-	401	401	0	0	0	-	-	-
綾瀬市	736	0	0	736	0	-	-	-	733	0	0	733	0	-	-	-
葉山町	577	574	3	0	0	3	0	3	573	570	3	0	0	3	0	3
寒川町	509	509	0	0	0	-	-	-	507	507	0	0	0	-	-	-
大磯町	287	287	0	0	0	-	-	-	286	286	0	0	0	-	-	-
二宮町	356	356	0	0	0	-	-	-	352	352	0	0	0	-	-	-
中井町	67	67	0	0	0	-	-	-	67	67	0	0	0	-	-	-
大井町	143	143	0	0	0	-	-	-	143	143	0	0	0	-	-	-
松田町	75	75	0	0	0	-	-	-	75	75	0	0	0	-	-	-
山北町	63	63	0	0	0	5	0	5	62	62	0	0	0	5	0	5
開成町	144	144	0	0	0	-	-	-	146	146	0	0	0	-	-	-
箱根町	66	66	0	0	0	-	-	-	67	67	0	0	0	-	-	-
愛川町	358	358	0	0	0	-	-	-	356	356	0	0	0	-	-	-
清川村	26	26	0	0	0	-	-	-	25	25	0	0	0	-	-	-
湯河原町真鶴町衛生組合	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-
真鶴町	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-
湯河原町	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-
合 算 量	100,100	22,425	92	66,315	11,268	25	17	8	99,117	22,439	92	65,177	11,409	25	17	8

別表第4 各年度の有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物の市町村別の量の見込み及びその合算量

1 スチール製容器

(単位: トン)

市町村(組合)名	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
横浜市	2,619	2,442	2,265	2,105	1,957
川崎市	2,908	2,925	2,926	2,934	2,943
相模原市	421	375	333	296	263
横須賀市	480	470	470	460	460
平塚市	161	156	150	145	140
鎌倉市	157	157	157	156	156
藤沢市	421	422	421	420	420
小田原市	127	116	104	93	82
茅ヶ崎市	231	230	230	230	230
逗子市	56	56	56	56	56
三浦市	64	63	62	61	60
秦野市	138	137	136	136	135
厚木市	387	386	382	380	378
大和市	229	230	230	231	231
伊勢原市	108	108	107	107	107
海老名市	134	130	126	122	118
座間市	140	140	139	138	138
南足柄市	83	81	79	78	76
綾瀬市	90	90	90	89	89
葉山町	52	52	51	51	51
寒川町	38	38	37	37	37
大磯町	18	18	18	17	17
二宮町	15	15	15	15	14
中井町	7	6	5	5	5
大井町	15	15	14	14	14
松田町	10	10	9	9	9
山北町	12	11	11	11	11
開成町	16	16	16	16	16
箱根町	127	128	129	129	130
愛川町	29	29	29	29	29
清川村	12	12	11	11	11
湯河原町真鶴町衛生組合	34	33	33	32	31
真鶴町	9	9	9	8	8
湯河原町	25	24	24	24	23
合算量	9,339	9,097	8,841	8,613	8,414

注: 真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

2 アルミ製容器

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
横浜市	4,440	4,220	3,989	3,779	3,581
川崎市	4,242	4,266	4,267	4,280	4,293
相模原市	1,043	1,022	1,001	980	959
横須賀市	770	760	760	750	740
平塚市	386	392	399	405	412
鎌倉市	187	187	186	186	185
藤沢市	783	784	782	781	779
小田原市	262	262	261	261	261
茅ヶ崎市	394	394	393	393	393
逗子市	96	95	94	93	92
三浦市	65	64	63	62	61
秦野市	246	245	243	241	240
厚木市	634	618	599	582	566
大和市	405	406	407	408	408
伊勢原市	122	121	120	120	119
海老名市	245	250	256	262	267
座間市	219	218	217	216	215
南足柄市	6	6	6	6	6
綾瀬市	159	158	157	156	156
葉山町	67	67	67	66	66
寒川町	65	65	64	64	64
大磯町	41	41	40	40	40
二宮町	31	30	30	30	29
中井町	13	13	13	13	13
大井町	24	24	23	23	23
松田町	17	17	16	16	16
山北町	12	11	11	11	11
開成町	21	21	21	21	22
箱根町	37	37	37	37	38
愛川町	62	61	61	61	60
清川村	0	0	0	0	0
湯河原町真鶴町衛生組合	47	46	45	44	44
真鶴町	13	13	12	12	12
湯河原町	34	33	33	32	32
合算量	15,141	14,901	14,628	14,387	14,159

注：真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

3 段ボール

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
横浜市	227	225	221	218	215
川崎市	12,762	12,536	12,260	12,036	11,887
相模原市	6,881	6,808	6,735	6,660	6,584
横須賀市	3,560	3,530	3,510	3,480	3,450
平塚市	2,472	2,505	2,538	2,572	2,607
鎌倉市	2,244	2,244	2,232	2,227	2,221
藤沢市	3,748	3,754	3,739	3,737	3,734
小田原市	2,129	2,117	2,094	2,076	2,059
茅ヶ崎市	3,080	3,077	3,074	3,071	3,068
逗子市	830	823	816	809	802
三浦市	267	262	258	254	249
秦野市	1,273	1,267	1,259	1,251	1,244
厚木市	2,095	2,049	1,993	1,943	1,895
大和市	2,080	2,085	2,089	2,092	2,095
伊勢原市	747	746	744	745	747
海老名市	1,371	1,378	1,384	1,390	1,393
座間市	1,108	1,103	1,098	1,092	1,085
南足柄市	349	343	337	330	324
綾瀬市	622	619	616	613	610
葉山町	553	550	547	543	539
寒川町	323	322	322	320	319
大磯町	311	309	308	306	305
二宮町	286	283	280	277	274
中井町	65	63	61	59	57
大井町	133	132	132	132	132
松田町	78	78	78	78	78
山北町	79	77	76	75	73
開成町	156	157	158	160	162
箱根町	515	519	522	526	530
愛川町	365	362	360	358	355
清川村	36	36	35	35	34
湯河原町真鶴町衛生組合	254	251	247	243	240
真鶴町	57	56	55	54	53
湯河原町	197	195	192	189	187
合算量	50,999	50,610	50,123	49,708	49,367

注：真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

4 飲料用紙製容器

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
横浜市	5	5	5	5	4
川崎市	14	13	13	13	13
相模原市	59	58	57	55	54
横須賀市	40	40	40	40	40
平塚市	89	89	88	88	87
鎌倉市	31	31	30	30	30
藤沢市	187	191	193	195	195
小田原市	58	56	54	53	51
茅ヶ崎市	63	63	63	63	63
逗子市	10	10	10	10	10
三浦市	5	5	5	5	5
秦野市	67	66	66	66	65
厚木市	77	75	72	70	68
大和市	127	127	127	127	128
伊勢原市	30	29	29	29	29
海老名市	3	3	3	3	3
座間市	14	14	14	14	14
南足柄市	6	6	6	6	6
綾瀬市	55	55	55	55	54
葉山町	21	21	21	21	21
寒川町	0	0	0	0	0
大磯町	5	5	5	5	5
二宮町	14	14	14	14	14
中井町	2	2	2	2	2
大井町	3	3	3	3	3
松田町	0	0	0	0	0
山北町	2	2	2	2	2
開成町	5	5	5	5	5
箱根町	4	4	4	4	4
愛川町	10	10	10	10	10
清川村	1	1	1	1	1
湯河原町真鶴町衛生組合	3	3	3	3	3
真鶴町	1	1	1	1	1
湯河原町	2	2	2	2	2
合算量	1,011	1,006	1,000	997	989

注：真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

別表第5 各年度の市町村によるプラスチック使用製品の分別収集量の見込み

5-1 プラスチック使用製品

(単位:トン)

市町村(組合)名	令和8年度					令和9年度					令和10年度				
				プラスチック資源循環法					プラスチック資源循環法					プラスチック資源循環法	
	合計	引渡量	独自処理量	32条	33条	合計	引渡量	独自処理量	32条	33条	合計	引渡量	独自処理量	32条	33条
横浜市	7,509	0	0	7,509	0	7,264	0	0	7,264	0	6,989	0	0	6,989	0
川崎市	1,351	0	0	778	573	1,902	0	0	1,299	603	2,435	0	0	1,663	772
相模原市	677	0	0	677	0	1,366	0	0	1,366	0	1,379	0	0	1,379	0
横須賀市	620	0	0	380	240	610	0	0	130	480	600	0	0	120	480
平塚市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鎌倉市	341	0	341	0	0	341	0	341	0	0	339	0	339	0	0
藤沢市	339	0	0	0	339	372	0	0	0	372	372	0	0	0	372
小田原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茅ヶ崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
逗子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三浦市	158	0	158	0	0	155	0	155	0	0	152	0	152	0	0
秦野市	168	0	0	168	0	167	0	0	167	0	166	0	0	166	0
厚木市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大和市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊勢原市	99	0	0	99	0	99	0	0	99	0	100	0	0	100	0
海老名市	172	0	172	0	0	172	0	172	0	0	173	0	173	0	0
座間市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
綾瀬市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
葉山町	0	0	0	0	0	215	0	0	0	215	214	0	0	0	214
寒川町	0	0	0	0	0	128	0	0	0	128	128	0	0	0	128
大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開成町	-	-	-	-	-	23	0	0	0	23	23	0	0	0	23
箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛川町	12	0	12	0	0	12	0	12	0	0	12	0	12	0	0
清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湯河原町真鶴町衛生組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合算量	11,446	0	683	9,611	1,152	12,827	0	680	10,325	1,821	13,083	0	676	10,417	1,989

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡量」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理量」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2:「32条」とはプラスチック資源循環法に第32条に基づき、容器包装リサイクル法の指定法人に委託し再商品化を行う場合の見込み量を、「33条」とは同法第33条に基づき再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで再商品化を行う場合の見込み量を表します。

注3:「-」は、当該品目の分別収集を実施していないことを表します。

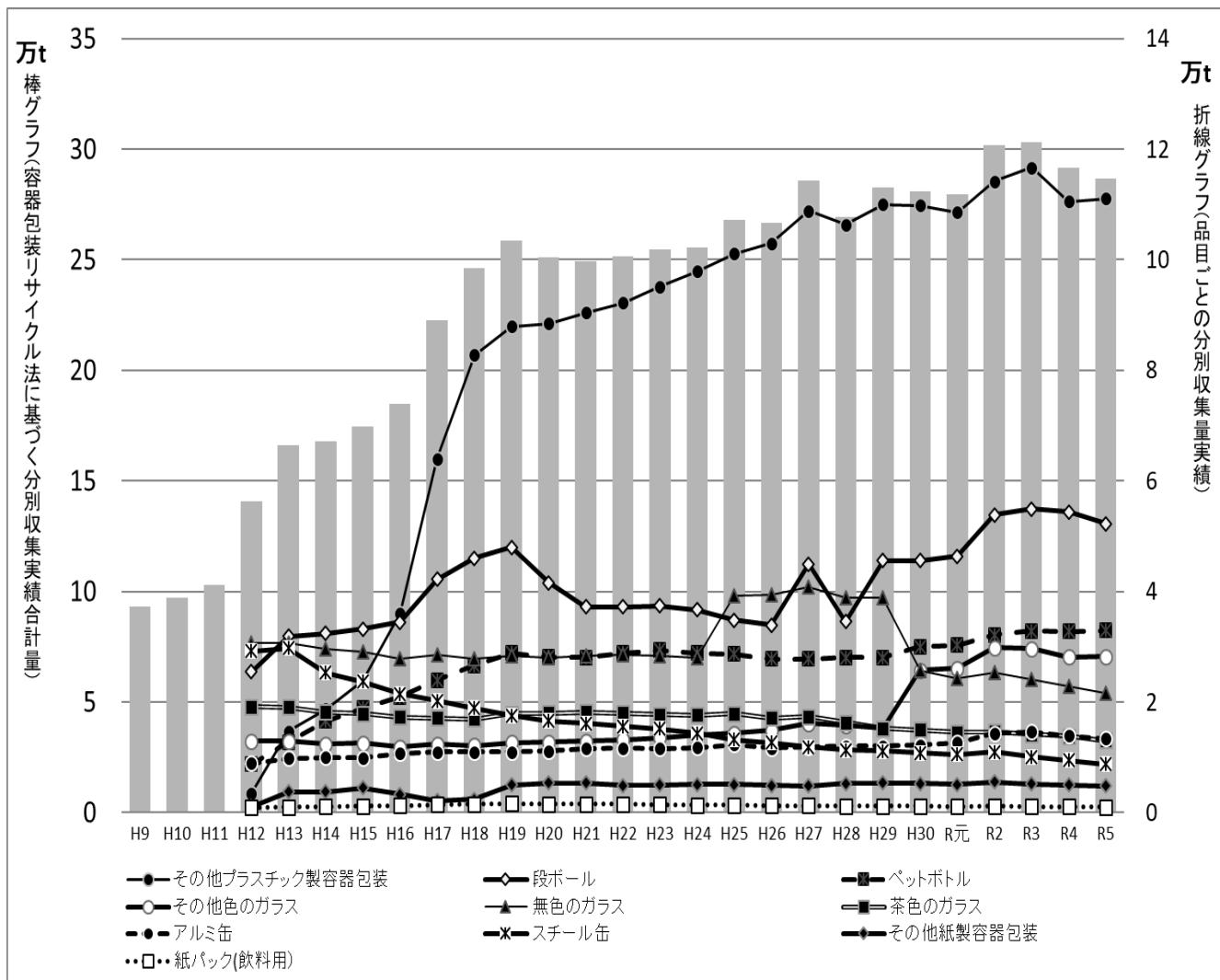
注4:真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

市町村(組合)名	令和11年度					令和12年度				
				プラスチック資源循環法					プラスチック資源循環法	
	合計	引渡量	独自処理量	32条	33条	合計	引渡量	独自処理量	32条	33条
横浜市	6,741	0	0	6,741	0	6,501	0	0	6,501	0
川崎市	2,964	0	0	2,024	940	3,484	0	0	2,379	1,105
相模原市	1,391	0	0	1,391	0	1,403	0	0	1,403	0
横須賀市	590	0	0	110	480	570	0	0	90	480
平塚市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鎌倉市	338	0	338	0	0	337	0	337	0	0
藤沢市	372	0	0	0	372	372	0	0	0	372
小田原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茅ヶ崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
逗子市	0	0	0	0	0	111	0	0	111	0
三浦市	150	0	150	0	0	147	0	147	0	0
秦野市	165	0	0	165	0	164	0	0	164	0
厚木市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大和市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
伊勢原市	100	0	0	100	0	101	0	0	101	0
海老名市	174	0	174	0	0	174	0	174	0	0
座間市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
綾瀬市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
葉山町	213	0	0	0	213	211	0	0	0	211
寒川町	127	0	0	0	127	127	0	0	0	127
大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開成町	24	0	0	0	24	24	0	0	0	24
箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛川町	12	0	12	0	0	12	0	12	0	0
清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湯河原町真鶴町衛生組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 算 量	13,362	0	674	10,531	2,156	13,738	0	670	10,749	2,319

参考資料 1 容器包装リサイクル法による分別収集実績量

分別収集実績量は平成9年度には約9万トンでしたが、その他プラスチック製容器包装の分別収集量の増加等により、令和5年度には28万トンまで増加しました。

※法が完全施行された平成12年度以降は、品目ごとの収集実績も記載しています。
(白色トレイについては少量なため、「その他プラスチック製容器包装」としてまとめています)



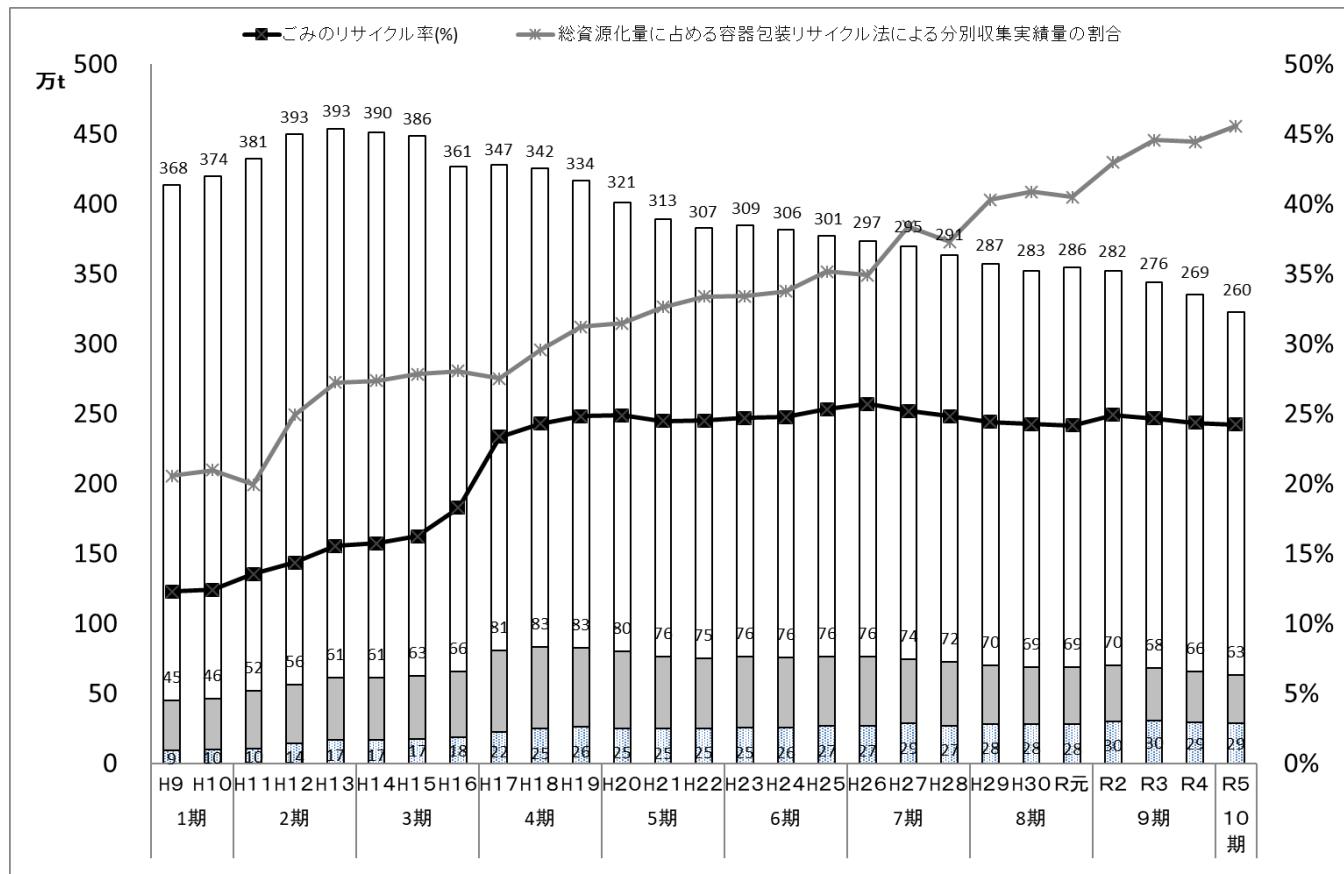
参考図1 容器包装リサイクル法による分別収集実績量

参考資料2 容器包装リサイクル法施行後のごみの総排出量、総資源化量及び分別収集実績量

・ごみのリサイクル率は平成26年度をピークに、その後は横ばいで推移しています。

・総資源化量に占める容器包装リサイクル法による分別収集実績量の割合は、平成9年度には約20%でしたが、令和5年度は約46%まで増加しています。

※ここでいう「ごみ」とは、一般廃棄物のうち、し尿を除いたものをいいます。



参考図2 容器包装リサイクル法施行後のごみの総排出量、総資源化量及び分別収集実績量

